（回避可能費用に関する経過措置）

**第九条**　この省令の施行の際現に再生可能エネルギー電気が特定契約に基づき電気事業者に供給されている場合、又はこの省令の施行の際現に認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって特定契約の申込みについて電気事業者が承諾し、かつ、当該特定契約に係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者等が承諾しているときにおいて、当該電気事業者が当該特定契約に基づき調達している再生可能エネルギー電気（平成三十三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合に限る。）に係る回避可能費用の算定方法については、旧規則第十六条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、附則第四条中「一般電気事業者」とあるのは「旧一般電気事業者」と、「電気事業法第十九条第一項又は第三項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十八条第一項又は同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第三項」とする。

（検討）

**第十条**　平成三十三年四月一日以降の回避可能費用の算定方法については、平成三十二年度までに、卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。）における売買取引の価格の動向等を踏まえ、検討するものとする。

**○経済産業省令第五十号**

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定を実施するため、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

## 電気事業会計規則等の一部を改正する省令

**第一条**　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条の二）
第二章　固定資産勘定
　第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）
　第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）
　第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）
　第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）
　第五節　雑則（第二十一条―第二十八条）
第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）
第四章　使用済燃料再処理等引当金勘定（第三十五条・第三十六条）
第五章　使用済燃料再処理等準備引当金勘定（第三十七条・第三十八条）
第六章　費用勘定（第三十九条・第四十条）
第七章　消費税等（第四十一条）
第八章　雑則（第四十二条・第四十三条）
附則

第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第一款から第五款までの款名、同章第三節から第七節までの節名並びに第三章及び第四章の章名を削る。

第一条中「電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）」に改める。

第二条中「一般電気事業者及び卸電気事業者（以下「事業者」という。）」を「電気事業者」に改める。

第三条中「事業者は、次節から第七節まで」を「電気事業者は、次章から第七章まで」に改め、同条の次に次の一条、章名及び節名を加える。

**第三条の二**　発電事業者のうち、その事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えないものについては、第二条の規定は適用せず、前条の適用については、同条の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）によって勘定科目を分類し、かつ、これらの命令によって貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成することができる。

**第二章　固定資産勘定**

**第一節　電気事業固定資産の取得**

第四条中「一般電気事業（一般電気事業者が営む特定規模電気事業を含む。）及び卸電気事業」を「一般送配電事業、送電事業及び発電事業」に改める。

第五条第一項中「電気事業固定資産の」を「電気事業固定資産勘定に整理される資産（以下「電気事業固定資産」という。）の」に改め、「（平成十八年法務省令第十三号）」を削り、同条の次に次の節名を付する。

**第二節　電気事業固定資産の価額**

第六条第一項中「に整理される資産（以下「電気事業固定資産」という。）」を削り、「以下第十四条および」を「第十四条及び」に改める。

第十条第一項中「昭和三十九年法律第百七十号。」を削り、「第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）（同法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）」を「第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款」に改める。

第十一条の次に次の節名を付する。

**第三節　資本的支出と収益的支出との区分**

第十二条中「事業者」を「電気事業者」に改める。

第十三条の次に次の節名を付する。

**第四節　電気事業固定資産の除却**

第二十条の次に次の節名を付する。

**第五節　雑則**

第二十一条第二項中「事業者」を「電気事業者」に改める。

第二十五条第三項中「実用発電用原子炉」の下に「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「事業者」を「対象発電事業者（実用発電用原子炉の設置者である発電事業者をいう。以下同じ。）」に改める。